

令和 7 年度中野市利用者負担額（保育料）等について

令和 7 年度の教育・保育に関する保育料等については、以下のとおり
全事業において据置くものとする。

1 教育・保育事業

- (1) 利用者負担額（保育料）を据置くものとする。（別表 1～3）
- (2) 入所利用料（私的契約児）の額を据置くものとする。（別表 4）

2 特別保育事業

- (1) 延長保育利用者負担額を据置くものとする。（別表 5）
- (2) 一時的保育利用料の額を据置くものとする。（別表 6）
- (3) 休日保育利用料の額を据置くものとする。（別表 7）
- (4) 病児・病後児保育施設使用料の額を据置くものとする。（別表 8）

3 その他

副食費の額を据置くものとする。（別表 9）

4 適用日

令和 7 年 4 月 1 日から適用するものとする。

5 据置とする理由

国の利用者負担限度額に改正がなく、また、国と比較して市の利用者負担額は国の限度額以内となっており、利用者負担の軽減が図られているため。